

重要事項説明書

記入年月日	2026/7/1
記入者名	竹中 章人
所属・職名	介護付有料老人ホーム プレザンメゾン吹田 管理者 竹中 章人

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしがいいしゃけあにじゅういち 株式会社ケア21		
法人番号	5120001101680		
主たる事務所の所在地	〒 530-0003 大阪市北区堂島2丁目2番2号 近鉄堂島ビル10階		
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6456-5633	
	メールアドレス	なし	
	ホームページアドレス	https://www.care21.co.jp/	
代表者（職名／氏名）	代表取締役／依田 雅		
設立年月日	平成	5年11月1日	
主な実施事業	※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)かいごつきゆうりょうろうじんほーむ　ぶれざんめぞんすいた 介護付有料老人ホーム　プレザンメゾン吹田				
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出				
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）				
所在地	〒　564-0044 大阪府吹田市南金田2丁目4番16号				
主な利用交通手段	大阪メトロ「江坂駅」下車徒歩15分、阪急千里線「吹田駅」下車徒歩20分				
連絡先	電話番号		06-6190-6121		
	FAX番号		06-6386-8921		
	メールアドレス		plaisant-suita@care21.co.jp		
	ホームページアドレス		https://www.tanoshii-ie.jp/single060/		
管理者（職名／氏名）	管理者				

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2771602436	所管している自治体名	吹田市
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日 (直近)	指定日	指定の更新日（直近）	
	平成 17年3月1日	令和	5年3月1日
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2771602436	所管している自治体名	吹田市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日（直近）	指定日	指定の更新日（直近）	
	平成 18年4月1日	令和	5年3月1日

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	2005年3月1日～					2025年2月28日		
	面積	634.8 m ²							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	2005年3月1日～					2025年2月28日		
	延床面積	1,491.8 m ² （うち有料老人ホーム部分					1,491.8 m ² ）		
	竣工日	2005年3月1日				用途区分	有料老人ホーム		
	耐火構造	準耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄骨造		その他の場合：					
	階数	4 階		（地上	4 階、地階		階）		
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
	居室の状況	総戸数	36 戸		届出又は登録（指定）をした室数				36室（36室）
部屋タイプ		トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
介護居室個室		○	○	×	×	○	13.05m ²	12	
介護居室個室		○	○	×	×	○	13.09m ²	24	
共用施設	共用トイレ	5 ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ				5 ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				5 ヶ所	
	共用浴室	個室	3 ヶ所			ヶ所			
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1 ヶ所			ヶ所		その他：	
	食堂	1 ヶ所	面積	65.6 m ²	入居者や家族が利用できる調理設備		なし		
	機能訓練室								
	エレベーター	あり（車椅子対応）				1 ヶ所			
	廊下	中廊下	1.8 m		片廊下	1.4 m			
	汚物処理室	3 ヶ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	事務室			通報先から居室までの到着予定時間			
	その他	健康管理室、談話室等							
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備		あり	
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2 回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		①特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等のそのほかの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う事により、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るよう援助を行なう。 ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ③その他特定施設入居者生活介護においては「指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」、「介護予防特定施設入居者生活介護においては「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
サービスの提供内容に関する特色		入居者の意見を尊重し、自立支援を目標に個別ケアに取り組んでいます。地域との連携も含め、社会から閉ざされた施設ではなく開かれた施設として運営しております。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	-
食事の提供	委託	株式会社美味しい料理
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	-
健康管理の支援（供与）	自ら実施	-
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	昼夜問わず概ね2時間おきに各居室訪問による安否確認・状況把握
提供内容		・状況把握サービスの内容：昼夜問わず概ね2時間おきに各居室訪問による安否確認・状況把握 ・生活相談サービスの内容：日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。
サ高住の場合、常駐する者		-
健康診断の定期検診	委託	医療法人祥風会 豊中みどりクリニック
	提供方法	豊中市旭丘1-13
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、<u>管理者</u>です。 ②従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④会議等で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っている。 ⑤虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

身体的拘束	①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1ヶ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行い場合は概ね1ヶ月毎行う。） ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④1ヶ月＝1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。
-------	---

（介護サービスの内容）

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		①この事業所が実施する事業は、利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、通院時及び退院後の療養上の世話を行う事により、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。 ②事業の実施に当っては、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。 ③事業の実施に当っては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 ④サービスの提供は、個別の特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行します。 ⑤利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し、予め本人の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	栄養士が献立を立て食事を提供します。（但し、食材料費は給付対象外です。）食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。
	入浴の提供及び介助	週2回の入浴または清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴槽を使用した入浴も可能です。
	排泄介助	利用者の状況に応じた適切な排せつの介助、排せつの自立にむけた援助を行います。おむつを使用する方に対してはこまめに交換します。
	更衣介助	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤されて薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	施設行事計画に沿ったレクリエーション行事を企画し、実行します。
	器具等を使用した訓練	なし
その他	創作活動など	なし
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
施設の利用に当たっての留意事項		・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出ること。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出ること。 ・ケンカ、口論、泥酔等により、その他、他人に迷惑をかけること。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		なし

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無 ※1 「協力医療機関連携加算（Ⅰ）」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算（Ⅱ）」は「協力医療機関連携加算（Ⅰ）」以外に該当する場合を指す。 ※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。	入居継続支援加算		
	生活機能向上連携加算		
	ADL維持等加算		
	個別機能訓練加算		
	夜間看護体制加算		
	若年性認知症入居者受入加算		
	協力医療機関連携加算（※1）		
	口腔衛生管理体制加算（※2）		
	口腔・栄養スクリーニング加算		
	退院・退所時連携加算		
	退居時情報提供加算		
	看取り介護加算		
	認知症専門ケア加算		
	高齢者施設等感染対策向上加算		
	新興感染症等施設療養費		
	生産性向上推進体制加算		
	サービス提供体制強化加算		
	科学的介護推進体制加算		
	介護職員等処遇改善加算		
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	（介護・看護職員の配置率） 3 : 1 以上	

（併設している高齢者居宅生活支援事業者）

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

（連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者）

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い		
	その他の場合：		
	名称	医療法人祥風会 豊中みどりクリニック	
	住所	豊中市旭丘1-13	
	診療科目	内科・整形外科等	
	協力科目	内科・整形外科等	
	協力内容	訪問診療	
		その他の場合	
	名称	甲聖会記念病院	
	住所	吹田市江ノ木町7-1	
	診療科目	内科等	
	協力科目	内科等	
	協力内容	急変時の対応	
		その他の場合	
協力歯科医療機関	名称	医療法人神明会 印どうメディカルクリニック	
	住所	箕面市白鳥1-15-5	
	協力内容	訪問診療	
		その他の場合	

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		介護居室へ移る場合		
		その他の場合		
判断基準の内容		入居者のADL状態を的確に判断し、その状態に応じた居室（フロアー）への住み替えを求める場合があります。		
手続の内容		入居者、身元引受人、主治医への説明及び同意を得た上で、居室変更届の提出による手続きとなります。		
追加的費用の有無		なし	追加費用	
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	あり	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	なし	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	原則として入居時満65歳以上。複数入居者における共同生活を営むことに概ね支障の無いこと。著しい自傷他傷の恐れが無いこと。常時医療的処置を必要としないこと。身元引受人を定められること。		
契約の解除の内容	契約書第11条、12条、13条		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	契約書第11条	
	解約予告期間	1ヶ月	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	空き室がある場合 料金：1泊2日6,600円（税抜6,000円）食費込 *利用期間は3泊4日以内 *介護サービス費含む（介護保険適用外）
入居定員	36人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		0.5	
生活相談員	1	1		1	
直接処遇職員					
介護職員	15	8	7		1
看護職員	3	1	2	2.2	
機能訓練指導員	1		1	0.1	1
計画作成担当者	1		1		
栄養士					
調理員					
事務員					
その他職員					
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	11	6	5	
介護福祉士実務者研修修了者	2	1	1	
介護職員初任者研修修了者	4	3	1	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1		1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（ 16：30～ 9：30）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	0 人	0 人
介護職員	2 人	2 人
生活相談員	0 人	0 人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護 の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 （一般型特定施設以外の 場合、本欄は省略）	契約上の職員配置比率		3 : 1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）		: 1
外部サービス利用型特定施設で ある有料老人ホームの介護サー ビス提供体制（外部サービス利 用型特定施設以外の場合、本欄 は省略）	ホームの職員数	人	
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務					あり				
		業務に係る資格等		あり	資格等の名称		介護福祉士				
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				1	1					1	
前年度1年間の退職者数				1	2						
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	1	1	2					1	1	
	1年以上3年未満										
	3年以上5年未満		2								
	5年以上10年未満		4								
	10年以上	2	2	6	1						
備考											
従業者の健康診断の実施状況				あり							

6 利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態		利用権方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり	
		内容：	家賃相当額・管理費を徴収
利用料金の改定	条件	経済事情の変動、公租・公課の増額、人件費等を勘案して改定する場合があります。	
	手続き	利用料の改訂にあたっては運営懇談会に諮ることとします。その他、法改正に伴う料金変更においては、書面による通知に代えさせていただきます。	

（代表的な利用料金のプラン）

			プラン 1	プラン 2	
入居者の状況	要介護度				
	年齢				
居室の状況	部屋タイプ		介護居室個室		
	床面積		13.05㎡～13.09㎡		
	トイレ		あり		
	洗面		あり		
	浴室		なし		
	台所		なし		
	収納		あり		
入居時点で必要な費用					
月額費用の合計			195,810円		
家賃			83,000円		
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用			
		食費		65,760円	
		管理費		47,050円	
		状況把握及び生活相談サービス費		0円	
備考 介護保険費用 1 割、2 割又は 3 割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添 3 及び 4 のとおりです。					

（利用料金の算定根拠等）

家賃	当施設の整備に要した費用、修繕費、管理事務費及び地代に相当する額を基礎として合理的に算定したもの	
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
前払金	当月及び翌月の家賃及び管理費（当月は日割り計算）	
食費	厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用 内訳：朝432円(税抜400円)、昼880円(税抜800円)、 夕880円(税抜800円) 1日2,192円×30日計算 一部軽減税率適用	
管理費	共用部及び居室内水道代、共用部電気代、施設維持管理費	
状況把握及び生活相談サービス費	サービス提供の内容に応じて、人件費、材料費等を勘案した適切な額	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料	※専有部のNHK等の受信料は個人負担。	

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	（上掲）
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領） ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	0 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	6 人
	8 5 歳以上	29 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	2 人
	要支援 2	1 人
	要介護 1	10 人
	要介護 2	6 人
	要介護 3	5 人
	要介護 4	6 人
	要介護 5	5 人
入居期間別	6 か月未満	2 人
	6 か月以上 1 年未満	16 人
	1 年以上 5 年未満	7 人
	5 年以上 1 0 年未満	3 人
	1 0 年以上 1 5 年未満	0 人
	1 5 年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		人 / 1 人
入居者数		36 人

(入居者の属性)

性別	男性	9 人		女性	26 人		
男女比率	男性	28 %		女性	72 %		
入居率	97 %		平均年齢	92.6 歳		平均介護度	2.5

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	人
	医療機関	人
	死亡者	人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		株式会社ケア21 C & E 支援部
電話番号 / F A X		06-6456-5633 / 06-6456-5642
対応している時間	平日	9 : 00～18 : 00
	土曜	-
	日曜・祝日	-
定休日		土日祝祭日及び8/13～17、12/30～1/3
窓口の名称（所在市町村（保険者））		吹田市福祉部高齢福祉室介護保険グループ
電話番号 / F A X		06-6384-1341 / 06-6368-7348
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / F A X		06-6949-5418 / -
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称（有料老人ホーム所管庁）		吹田市福祉部福祉指導監査室 介護事業者担当
電話番号 / F A X		06-6105-8009 / -
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 （サービス付き高齢者向け住宅所管庁）		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称（虐待の場合）		吹田市福祉部福祉指導監査室 介護事業者担当
電話番号 / F A X		06-6105-8009 / -
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 30
定休日		土日祝祭日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	損害保険ジャパン株式会社
	加入内容	賠償責任保険（居宅介護事業者）
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	当事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。但し、その損害の発生について、入居者の故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		
		実施日		
		結果の開示	あり	
			開示の方法	ホームページによる
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に交付
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2 回
		構成員	入居者、家族、施設長、職員
		なしの場合の代替措置の内容	
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	担当者の設置	
身体的拘束等の適正化への取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
		緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと	
	あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	
業務継続計画の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画	
	あり	災害に関する業務継続計画	
	あり	職員に対する周知の実施	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	定期的な訓練の実施	
	あり	定期的な業務継続計画の見直し	
提携ホームへの移行		ありの場合の提携ホーム名	

個人情報の保護	①事業者は、利用者およびその家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者およびその家族等の個人情報を利用しません。 ②事業者は、利用者およびその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。 ③事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。） ④当該個人情報について利用者又はその家族等から訂正・削除等の依頼があった場合には、依頼者が本人であることを確認したうえで、事業者の規定に従い、速やかに対応するものとします。		
緊急時等における対応方法	利用者に対する指定の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。また、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その責任の範囲において、損害賠償を速やかに行うものとします。		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
吹田市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり		
合致しない事項がある場合の内容	片廊下 1.4m		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合していない		
	代替措置等の内容	車椅子がすれ違いができない場合に備えて、通行の優先順位を決めている。	
不適合事項がある場合の入居者への説明	入居者及び家族等へ契約前、契約時に不適合事項及び代替措置について説明している。		
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添１（事業主体が吹田市で実施する他の介護サービス）

別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添３（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）

別添４（介護報酬額の自己負担基準表）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名